

令和 6 年度 第 1 回船橋市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日時： 令和 6 年 7 月 5 日(金)午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分

会場： 船橋市役所 9 階 第 1 会議室

遠山会長	「令和 6 年度 第 1 回船橋市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。 はじめに、事務局に確認いたしますが、本日、傍聴人はいますか。
事務局 (補佐)	1 名の方がいらっしゃっております。
遠山会長	傍聴人の入室を許可してよろしいでしょうか。 (各委員から「異議なし」の声あり) 傍聴人は入室してください。傍聴者は、会議中は注意事項に従い傍聴していただきたい と思います。よろしくお願いいたします。 それでは、次第 3、船橋市一般廃棄物処理基本計画 行動計画について、令和 5 年度行 動計画の実績と令和 6 年度行動計画(案)をあわせて説明し、その後、皆様からご意見・ご質 問を伺いたいと思います。また、全て説明をいただくとかかなり時間を要してしまうことから、重 点項目に絞って説明をいただければと思います。
資 源 循 環 課長	始めに行動計画について、簡単にご説明をさせていただきます。令和 4 年 3 月に作成し た船橋市一般廃棄物処理基本計画の中に数値目標を掲げており、令和 8 年度の間目標、 令和 13 年度の最終目標を達成するため、各年度において具体的な取り組みや目標な どを定めて推進していくものが、お手元の行動計画ということになります。それでは船橋市一 般廃棄物処理基本計画行動計画(令和 5 年度実績)、令和 6 年度計画(案)をお手元にご 用意をお願いします。 大変申し訳ありませんが、資料の一部修正をお願いします。施策番号 35 番の担当課で ございますが、資源循環課と廃棄物指導課と記載されておりますが、令和 5 度の計画時点 では資源循環課のみ記載の計画でございましたので、廃棄物指導課の削除をお願いします。 また令和 5 年度実績の仮置き場設置訓練が 1 回とありますけれども、昨年度はこの訓 練を実施しておりませんので、削除をお願いします。また、令和 6 年度案の施策番号 35 番 の担当課ですが、令和 6 年度から、し尿収集訓練をクリーン推進課が担当することになりまし たので、追記をお願いいたします。一般廃棄物処理基本計画行動計画の資料の修正につ いては以上です。 それでは、令和 5 年度の行動計画は 35 個の取り組みをまとめまして、昨年 7 月 5 日にこ の審議会にてお示し、ご意見をいただいて策定したものでございます。上段の表が令和 5 年度の行動計画、下段が実績を示しております。 昨年の 35 の行動計画のうち、数値目標を達成し、1.予定どおり進んだ計画は 24 個で約 七割という結果でございました。また 2.達成率が 80%以上で、概ね予定どおり進んだ計画は 7 個で約二割、そして 3.達成率が 60%以上で、あまり予定どおり進んでいない計画と 4.60%

資源循環課長	未満で予定どおり進んでいないという計画が各 2 個で両方合わせて約一割という結果になっております。 続いて資源循環課の取り組みについて抜粋してご紹介をさせていただきたいと思います。 施策番号 6 番、ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進です。出前講座を年 6 回実施するという計画に対して 3 回のみの実施で評価が 4 となっております。このまちづくり出前講座は市民の皆様の学習活動に役立てていただくため、学習会や集会に職員等を講師として派遣し、市の事業や施策などについて説明する授業で、教育委員会生涯学習部が担当しております。昨年度は、当課の講座は 3 団体からしか申し込みがありませんでしたので、周知に努めたいと考えております。 次に施策番号 9 番、若年層への啓発です。当課ではポスターやパンフレットなどを用意して小学生向けに啓発を行ってまいりましたが、中高生や大学生向けに効果的な啓発が行えていないという状況でございました。中高生や大学生向けには啓発する側の役割も担っていただくということで、より若年層への情報が届きやすく自分事と捉えられていただけるのではないかと考え、令和 5 年度は市立船橋高等学校の美術部生徒に、食品ロス削減に関する啓発マンガを作成いただき、昨年 10 月発行のりゅうちゃんだよりプラスに掲載しました。 次に施策番号 35 番、災害時における廃棄物処理体制の構築です。本市においても大きな自然災害が起こる可能性は高いものと認識しており、昨年度も災害廃棄物処理に関する基礎知識の座学研修、し尿処理を行っている西浦処理場が被災し処理困難となった場合を想定した、し尿収集訓練を事業者と行いました。 続きまして令和 6 年度の計画案についてご紹介をさせていただきます。 施策番号 9 番、若年層への啓発です。昨年 11 月に開催した本審議会の中で、遠山会長から新入生向けにごみ分別に関する啓発用動画を流すことも考えられるのではないかとというご提案をいただきましたので、本市のごみ分別方法をお伝えする動画を作成し、YouTube 上にアップしております。令和 6 年度は大学内でこの動画の周知をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。これからこの動画、全体では 9 分程度ですが触りの部分 3 分程度ご覧ください。もしご時間があれば YouTube を確認していただけますと大変ありがたいと思っております。 続きまして施策番号 25 番、新たな分別と資源化の検討です。ごみの減量と資源化を促進するため、令和 6 年度は新たな取り組みを 2 つ実施する計画としています。詳細については後ほど別議題として担当係長の方からご説明をさせていただきます。 最後に施策番号 35 番でございます。災害対応は繰り返し訓練することが重要となりますので、昨年度に引き続き今年度も同様の訓練を行ってまいりたいと考えております。資源循環課から以上です。
廃棄物指導課長	令和 5 年度実績のうち 3 項目についてご説明させていただきます。 施策番号 13 番、不法投棄防止活動の推進でございます。常勤職員が月曜日から金曜日までパトロールしておりますので、年間 244 日実施いたしました。また、土日祝日等は警備会社に委託し、年間 50 日パトロールを実施しております。 職員のパトロールの他に、市民の皆様からも電話やメールなどで情報をいただいておりますが、令和 4 年 12 月から導入した LINE 通報システムをご利用いただく方が最近多く、このシステ

廃棄物指導課長	ムですと正確な位置情報が分かり、現場確認の時間短縮にもつながり大変助かっております。令和 5 年度の LINE 通報件数は 228 件、そのうち 57 件について覚知しました。 続きまして施策番号 16 番をご覧ください。ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実でございます。これはごみの減量及び資源化を行っている事業所を認定するものでございます。令和 5 年度は新たに 13 事業所を認定し、計 48 事業所となったものです。後ほど食品ロス削減推進計画でも別途ご説明いたします。 次に施策番号 26 番、事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底です。これは事業用大規模建築物の事業所に対し廃棄物の適正処理について、指導を行い減量等の啓発を実施するものです。3 年間で約 120 件に立ち入りする計画をしております、令和 5 年度は 45 事業所立ち入りを実施いたしました。 続きまして、令和 6 年度行動計画案についてです。 施策番号 13 番、不法投棄防止活動の推進でございます。こちらは令和 5 年度に引き続き職員及び警備会社のパトロールを実施いたします。 次に施策番号 16 番、ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実について、令和 6 年度はふな R 連携事業者の新規認定件数 5 件以上を目標とします。また、ふな R 連携事業者とごみの減量・資源化に関するイベントを実施し制度の充実を図ります。 最後に施策番号 26 番、事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底でございます。令和 5 年度に引き続き、事業用大規模建築物の廃棄物の適正処理について指導を行いごみ減量等の啓発を実施いたします。3 年間で約 120 件の立ち入りができるよう計画しており、令和 6 年度は 40 事業所の立ち入り検査を実施する計画でございます。廃棄物指導課からは以上です。
グリーン推進課長	令和 5 年度実績について、まず施策番号 2 番、分かりやすい情報発信についてです。平成 30 年 10 月から手軽にごみの分別や収集日などを確認できるスマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」を配信しております。このアプリはごみ出し日の通知や環境に関するインフォメーションを周知したり、クイズでごみの分別方法などについて学ぶことができるものです。 令和 5 年度につきましては、新規ダウンロード数が 11,004 件となり、目標値の 7,500 件を大きく上回る実績となっております。これは家庭ごみの出し方、リサちゃんだよりの表紙に記事を掲載した他、グリーン推進課にはごみの出し方等に関しホームページからの問い合わせが数多く寄せられますが、その回答の際にさんあ〜るの周知を図っており、このことも新規ダウンロード数の増加要因であったと考えております。 次に施策番号 15 番、地域清掃活動の推進についてです。市内の清掃活動として例年 5 月の最終日曜日にグリーン船橋 530 の日、11 月の第三日曜日に船橋をきれいにする日を開催しております。 令和 3 年 3 月に策定した第三次船橋市環境基本計画では令和 12 年にグリーン船橋 530 の日の参加人数を 11,000 人にするという目標を掲げ、令和 5 年度の参加人数を 8,800 人とする計画としておりましたが、実績としては 5,030 人となっております。 また船橋をきれいにする日につきまして、計画を 8,600 人としておりましたが、4,139 人の参加にとどまっているところでございます。新型コロナウイルス感染症は 2 類から 5 類感染症に位置付けが変更されましたが、その影響が少なからず残っていたものと考えております。 最後に施策番号 20 番、粗大ごみ受付システムの検討についてです。粗大ごみの受付は平

クリーン推進課長	日の午前 9 時から午後 4 時までの間に、主に電話で受付しておりますが、時間帯によっては電話が繋がらない、仕事の都合で受付時間中に電話ができないというようなご意見をいただいておりますことから、令和 5 年度に關係課との協議や検討を進め、市民利便性の向上などを図るため、インターネット受付・電子決済を含む全ての受付業務を委託するという方針を決定し、令和 7 年 4 月の導入に向け検討を進めたところでございます。 続きまして、令和 6 年度の計画案について施策番号 2 番、分かりやすい情報発信についてです。先ほどもお伝えしましたがこの施策は、スマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」の新規ダウンロード数を指標としておりますが、今後も令和 5 年度並みに新規ダウンロード数が伸び続けるということは難しいと考えておりますので、月 700 件程度年間 8,400 件の新規ダウンロード数の増加を目指し、ホームページや広報ふなばし、X などの様々な媒体を活用して周知を図り、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。 次に施策番号 15 番、地域清掃活動の推進についてです。現在は新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなっていることから、令和 6 年度は昨年度目標と同様の参加人数を目標としました。令和 6 年 5 月 26 日に開催されたクリーン船橋 530 の日の参加人数は、昨年度比プラス 240 人で微増に留まっておりますが、今後も各地区連から選出された船橋市廃棄物減量等推進員(530 推進員)や市が中心となり、自治会町会、事業者などの皆様にご協力をいただきながら、またポスターを作成し、小中学校に掲示していただくなどの取り組みを通して地域清掃活動の参加人数の増加を図りたいと考えております。 最後に施策番号 20 番、粗大ごみ受付システムの検討についてです。令和 7 年 4 月からインターネット受付・電子決済を含む全ての受付業務を委託するということで、現在プロポーザルを実施しており、受託候補者の特定を進めているところでございます。クリーン推進課からは以上です。
遠山会長	説明のあった行動計画の実績及び計画案についてご意見・ご質問はありますか。
宇仁菅委員	LINE を使った不法投棄通報システムについて、非常に興味深いので詳細を教えてください。
廃棄物指導課長	元々、道路不具合通報のシステムで使っていたものに、不法投棄の項目を追加しました。LINE 通報の方法として、友達追加したらトーク案内に沿って、「状況のわかる写真(近景・遠景)」と「不法投棄された場所の位置情報」、「発見日時(不明の場合は通報日時)」を送信できます。通報件数は 228 件ですが重複する通報もありますし、行ってみるとそこに物が既にある場合がありますので、私どもが覚知したケースが 57 件でした。非常に便利です。よろしければ皆様お使いください。
宇仁菅委員	もう一点コメントになりますが、環境省が第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しつつあります。循環経済の達成に向けていろんな施策を行うことが書かれていて、まだ最終決定されていないので今回の行動計画には反映できませんが、来年度以降その内容を行動計画に反映できるか検討してほしいと思います。
遠山会長	他にありますか。
早川副会長	クリーン船橋 530 の日の参加人数ですが、実は町会自治会の中で、この日を一齐清掃日に指定しており、ほぼ住民の全員は町会内で清掃活動をしており、ごみステーションへ行きません。市民が参加していない訳ではないということをご理解いただきたいと思います。 また、不法投棄の件ですが、船取線から高根に入るところなどは依然として不法投棄が

	解消されておりません。見回っていると思いますが、注力していただければと思います。
角野委員	白色トレイの回収について実施しないことになったようですが、主婦としては再度検討してほしいと思います。
資源循環課長	白色トレイの拠点回収について令和 5 年に検討しましたが、実施に至りませんでした。スーパーなどで回収している店舗を案内しております。ただ近隣にスーパーのない場所もありますので引き続き検討してまいります。
遠山会長	他にないようですので、指摘した点については事務局で検討することとしますので、よろしくお願いいたします。 では、次第 4、船橋市食品ロス削減推進計画 行動計画について進みたいと思います。 こちらにつきましても先ほどと同様、令和 5 年度行動計画の実績と令和 6 年度行動計画(案)をあわせて説明を受け、皆様からご意見・ご質問を伺いたいと思います。説明につきましては重点項目に絞ってください。
資源循環課長	食品ロス削減推進計画は、船橋市一般廃棄物処理基本計画に内包する形で令和 4 年 3 月に策定されました。一般廃棄物処理基本計画と同様に数値目標を掲げておりまして、行動計画を策定して目標達成のために取り組みを行っております。 度々で大変申し訳ありませんが、資料の一部修正をお願いします。令和 5 年度施策番号 6 番の実績について、事業者へヒアリングを実施し要綱を改正とありますが、この実績は令和 4 年度のものでした。令和 5 年度の実績は、認定事業者が 10 者増加となりますので、修正をお願いいたします。 続いて令和 6 年度の施策番号 1 番について、周知媒体数 19 となっておりますが 17 媒体のミスです。また内容の⑤Twitter とありますが、X に名称が変更されておりますので、修正をお願いします。 改めまして、食品ロス削減推進計画行動計画の令和 5 年度実績をご覧ください。全 16 計画のうち評価 1 となった計画は 12 個で全体の 75%、評価 2 の計画が 3 個で 20%、評価 3 は 0、評価 4 の計画が 1 個で約 5%となっております。 それでは資源循環課の取り組みについて、実績と計画案を同時に説明いたします。 施策番号 1 番、食品ロス削減に向けた情報提供です。令和 5 年度は周知媒体数 18 の計画に対し実績は 20 媒体でした。また令和 6 年度は 17 媒体と計画しております。令和 5 年度から一つ減少しているのは昨年 11 月に本審議会でも紹介した食品ロス削減啓発動画です。既存の動画を引き続き公開し、新たに作成しないため 1 媒体減としています。令和 6 年度も引き続き多様な媒体での周知に努めてまいります。 続いて施策番号 7 番のフードドライブです。ご家庭や職場などで余った食品を提供いただき、フードバンク団体へ寄付するフードドライブ活動では、令和 5 年度は 1 年間で 1.6t の食品をご提供いただきました。 また、計画では受付場所について検討することとしておりましたが、回収量があまり多くないため市役所とふなばしメグスパの 2 箇所でのみ常時受付するものとし、令和 6 年度は引き続き公民館でのフードドライブを 3 回実施し、眠っている食品の有効活用を促してまいります。 最後に施策番号 9 番、防災備蓄品の有効活用です。危機管理課の防災備蓄品の更新のタイミングで回収した賞味期限が近い食料品を 6 つのイベントで啓発品として活用する計画

	でしたが、備蓄食料品の入れ替時期とイベント開催日のタイミングが合わず 2 回のイベントのみでの活用となっております。令和 6 年度も同様の事態になることも考えられますが、昨年同様 6 イベントでの有効活用を計画しています。資源循環課からは以上です。
廃棄物指導課長	施策番号 6 番目、ふな R 連携事業者認定について、制度見直し後の令和 5 年度の実績についてご報告いたします。要綱の改正を実施し、主な改正内容はオンライン申請の導入、申請書の統一、原則年度末に提出する報告書の廃止です。これにより申請がスムーズに進められた結果、食品ロスの項目で認定事業者が 10 者増加いたしました。 令和 6 年度の施策番号 6 番の取り組みとしましては、令和 5 年度同様ふな R 連携事業者認定について認定件数 5 件以上を目指しております。また、認定事業者と協働で事業実施を検討し、認定のネット拡大を目指します。廃棄物指導課からは以上です。
遠山会長	ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
河井委員	色々な取り組みをされていますが、どれが一番効果的であったか検証していますか。
資源循環課長	数値的に何が効果的か判明していないのが現状でございます。食品ロス削減に関する周知啓発が不足している実感はありますので、イベントなどを開催することにより、まずは周知が必要と考えております。
遠山会長	他にありますか。
早川副会長	今話しがあったとおり認知度が食品ロスに関して低いと感じています。自治会連合協議会でも先般 4 年ぶりに新年会を開催した際に 3010 運動を実践しました。最初の 30 分間は席で食事をしましょう、終わり 10 分前はまた席に戻って食事に集中するということで、多くの皆さんにも理解いただくように努めています。 フードバンクへの防災備蓄品の寄付については、自治会で備蓄している物資の期限管理を十分しているつもりですが、ギリギリになってしまい対応ができていないところもあります。また、自分たちの資金で調達した備蓄品は町会内に配る動きも一部ございますので、この辺はご理解をいただければと思います。
遠山会長	食品ロスについて、どれだけ減ったのか数値化できると市民も分かりやすいと思いますので、検討していただければと思います。 他に何も無いようですので、次第 5、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収について事務局は説明してください。
事務局 (玉川)	市では、ごみの減量と資源化に向け、一般廃棄物処理基本計画の基本方針に掲げる環境負荷の更なる低減に向けて取り組んでいるところであり、市民のリサイクル活動を促進するため、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収活動に取り組む HOYA 株式会社アイケアカンパニーと令和 6 年 3 月 29 日に協定を締結しました。 それにより、令和 6 年 5 月 1 日から市役所本庁舎 1 階に回収ボックスを設置しております。開始 2 ヶ月で、4.75Kg 回収いたしました。
遠山会長	ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
荒木委員	回収箱を公民館や各出張所にも実績を見ながら、利便性向上のため設置をしていただければと思います。
資源循環課長	検討してまいります。

遠山会長	他に何もありませんので、次第 6、小型充電式電池の分別収集について、事務局は説明してください。
事務局 (玉川) 事務局 (玉川)	小型充電式電池につきましては、近年リチウムイオン電池等を使用した製品が増加しており、廃棄物として処理される過程において、これらの製品が原因と思われる火災等が発生し、本市においても昨年 5 月 15 日に充電式電池が可燃ごみとして排出されたことが原因と思われる、ごみ収集車の発火事故が発生しております。小型充電式電池の分別処理について検討を行い令和 6 年 10 月 1 日から小型充電式電池を使用した製品を月 1 回の不燃ごみの日に、ごみ収集ステーションで分別収集することを予定しております。 対象となるのはリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池を使用した製品となります。 排出方法でございますが、充電式電池につきましては透明な袋に充電式電池と張り紙、もしくは袋に書いていただきまして、ごみ収集ステーションに捨ててください。電池が取り外せない製品は不燃ごみの袋に充電式電池と張り紙をして、ごみ収集ステーションに捨ててください。 電気店やスーパーに設置されている充電式電池リサイクルボックスや公民館等の小型家電回収ボックスでの回収も引き続き実施します。また、周知動画を作成しましたので、ご覧ください。 今後の予定でございますが、10 月 1 日開始に向けて広報ふなばしや市ホームページ等での周知、またチラシを作成し自治会町会への回覧等を行ってまいります。
遠山会長	ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。
河井委員	全国都市清掃会議として、リチウムイオン電池を国に回収するよう要望していますが、実施できないため自治体が動かざるを得ない状況だと思います。船橋市の処分ルートやコストはどのようにされますか。
資源循環課長	ルートは一般社団法人 JBRC で処理できるものは JBRC、それ以外は現在乾電池の処理を依頼している業者に依頼予定です。コストについては、実際にどの程度の量が回収されるかわかりませんが、現在乾電池や蛍光灯等を回収している業者が収集運搬予定ですので、あまり変わらないと推測しています。
遠山会長	充電式電池に関する質問は終了でよろしいでしょうか。 一点コメントですが、チラシの排出方法で「充電式電池は充電式電池と記載した透明な袋に入れて排出」とありますが、これは透明の指定袋を新たに作るようにも受け取れるので、記載方法を変更した方が良いと思いました。 その他、全体をとおして質問はありますか。
荒木委員	二点質問があります。微生物を使って生ごみを肥料にする取り組みがありますが、生ごみの分別は検討されていますか。また民間事業者と提携し、紙おむつを分別、リサイクルしている自治体もあるようですが、船橋市は検討されていますか。
資源循環課長	まず、生ごみの分別について行政として分別収集することは難しいと考えておりますが、クリーン推進課で家庭用生ごみ処理容器購入費の助成事業を実施しておりますので、各家庭でご協力いただければと考えております。 二点目、紙おむつの分別収集について基本計画策定時に検討しましたが、その当時は、紙おむつとして再利用するというよりは燃料化される手法が多かったため、本市では高効率の発電をしておりますのでサーマルリサイクルすることと、また分別収集すると別にトラックが走り、CO2 が発生するという問題もございますので、現段階においては時期尚早と考えております。

遠山会長	他にありますか。
岩本委員	首都直下型地震が発生した場合、清掃工場は大丈夫ですか。
環境部長	令和 2 年 3 月に策定した災害廃棄物処理基本計画では、マグニチュード 7.3 の首都直下型地震が発生した場合、衛生的な問題のある生ごみなどの可燃ごみは 3,4 日以内に収集再開を目指すとしています。
環境部長	その他に災害廃棄物の仮置き場運営などありますが、能登半島地震の被災地応援などに職員を派遣しておりますので、その経験を共有し本市で活かせるよう検討したいと考えております。 ごみ処理施設の運転については想定の規模であれば問題ないと思っておりますが、前回の東日本大震災時は南部清掃工場に入る新港大橋がなかなか通行できなかったことがありましたので、衛生的な問題も含め対応できればと考えております。以上でございます。
遠山会長	他に何も無いようですので、以上で、本日予定の議事は終了となります。 最後に、事務局より連絡事項はありますでしょうか。
事務局 (補佐)	報告事項についてのご意見、誠にありがとうございました。 現在のところ、本年度に審議会の開催予定はございませんが、開催の必要が生じた場合は、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。
遠山会長	それでは、令和 6 年度 第 1 回船橋市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。